

令和 4 年 3 月 28 日
教育会館 2 階大会議室

坂出市学校再編整備検討委員会（第 6 回）

会議次第

1. 開会

2. 教育長挨拶

3. 議事

(1) 学校再編整備計画の中間とりまとめ案について

- ・坂出市学校再編整備計画の中間とりまとめ（案）
- ・坂出市学校再編整備検討委員会審議経過資料（案）

(2) 学校再編整備後の跡地利用について

(3) 公共施設の整備運営手法について

(4) その他

4. 閉会

学校再編整備後の跡地利用について（案）

資料 2－1

学校再編整備後の跡地利用については、学校再編整備の工事が実施されるまでに、地元と協議しながら具体的な利用計画を作成することが必要だと考えます。

学校は地域にとってのシンボルであり、財産でもあります。再編整備後の旧校舎の活用は、全国的にも大きな課題となっています。2016年5月1日現在、2002年以降に廃校となった施設は、70%以上が体育・交流施設として活用され、近年は創業支援のためのオフィスや地元産品の加工場等、地域経済の活性化につながる事例も増えています。

学校跡地については、以下のような視点からも利用計画についての整備が必要と考えます。

（1）地域のコミュニティセンターとしての機能

学校施設は多数の教室・会議室や屋内運動場を有し、小学校であれば校区の徒歩圏内に位置しています。学校施設長寿命化計画において、修繕等で延命化を図ることができる施設であれば、地域住民の集いの場としての機能を十分に担っていけるものと考えます。

（2）地域の防災拠点としての機能

学校施設には広い運動場及びその多くが避難所として指定されている屋内運動場を有しております、給食調理場や調理実習室等の炊き出し施設として活用できる機能も有しています。また、校舎の耐震化も完了しており、立地条件を勘案しながら地域の防災拠点としての活用が可能であると考えます。

（3）地域の子育て支援施設としての機能

学校施設は小・中学生の生活を考慮したものであり、階段・トイレ等もその年齢に対応した基準で整備されており、多目的トイレについても整備されています。また、学校図書も所蔵しており子育て世代のみならず、多年齢層での活用も期待できます。

なお、学童保育（仲よし教室）に関しては、帰宅時の対応等も踏まえ、学校再編整備が実施されたとしても、従来の居住校区での実施が適当であると考えます。そのため、通学支援でもふれましたが、スクールバス等で居住校区の旧小学校への移送が必要となる場合があります。

（4）様々な施設としての有効活用

これまでにも、廃校となった学校施設を活用し、キャンプ場やレストラン、水族館や道の駅等、多種多様な用途で活用がされています。また、ベンチャー企業への貸オフィスやSOHOとしての活用等も取り組まれています。広い校舎や施設をひとつの目的で利用するのではなく、必要な機能を複数持った施設としての活用も重要になると考えます。

廃校を活用した取り組みについて

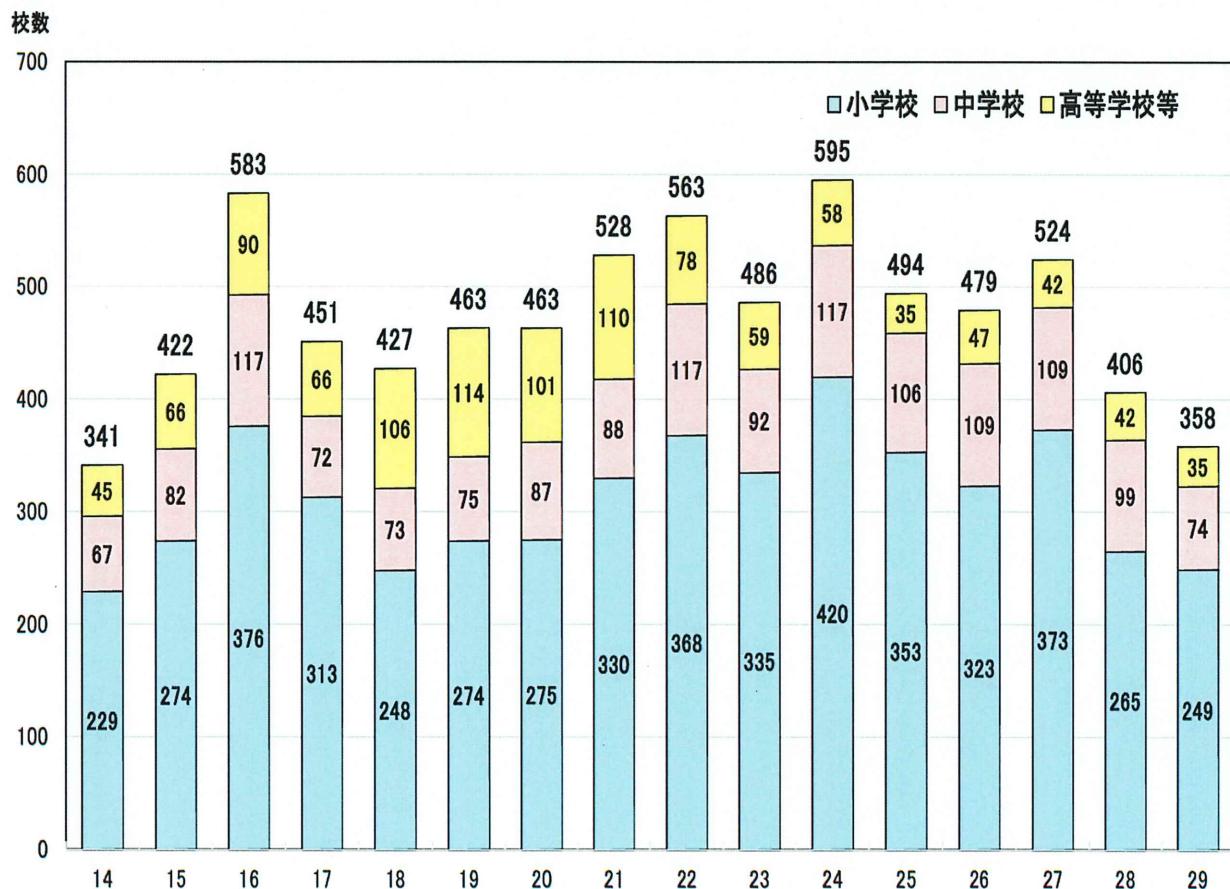
資料 2-2

1. 全国の廃校施設の動向

1.1. 廃校施設の発生状況

文部科学省が実施した「廃校施設等活用状況実態調査（平成 31 年 3 月）」の結果によるところ、平成 14 年度から平成 29 年度までの 14 年間で 7,583 校が廃校となっている。

「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併が最も盛んであった平成 16 年度に一時ピークを迎えたが、その後も増加基調が続き、平成 24 年度にはピークを更新、近年は毎年約 400 校前後が廃校となっている。平成 29 年度の内訳をみると、小学校 249 校、中学校 74 校、高等学校等 35 校が廃校となり、小学校の廃校化が大きく、低年齢層の少子化が特に著しいことが表れている。



出典：廃校施設等活用状況実態調査（平成 31 年 3 月）文部科学省

図 1-1 公立学校の年度別廃校発生数

1.2. 廃校施設の活用状況

廃校施設の活用状況については、施設が現存している廃校数（6,580 校）のうち、「活用されているもの」は 4,905 校（74.5%）である一方、「活用されていないもの」は 1,675 校（25.5%）ある。さらに、現在活用されていない施設のうち、今後の活用が決まっているものは 204 校（3.1%）にとどまり、1,295 校（19.7%）では活用用途が未定の状態である。

廃校年度		前回		今回	
		平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)		平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)	
廃校の数 (A)		小学校	4,489	小学校	5,005
		中学校	6,811	中学校	7,583
		高等学校等	1,307	高等学校等	1,484
			1,015		1,094
施設が現存している廃校の数 (B)	× 100% B/A	5,943	87.3%	6,580	86.8%
活用されているもの (a)	a/B	4,198	70.6%	4,905	74.5%
活用されていないもの (b)	b/B	1,745	29.4%	1,675	25.5%
活用の用途	決まっている (c)	314	5.3%	204	3.1%
	決まっていない (d)	1,260	21.2%	1,295	19.7%
取壊しを予定 (e)	e/B	171	2.9%	176	2.7%
現存する施設なし (C)	C/A	868	12.7%	1,003	13.2%

出典：廃校施設等活用状況実態調査（平成 31 年 3 月）文部科学省

図 1-2 廃校施設の活用状況

1.3. 廃校施設の活用用途

現在活用されている廃校施設の活用用途については、「学校（大学を除く）」が 3,473 件、「社会体育施設」が 1,581 件、「社会教育施設・文化施設」が 1,194 件となっている。

表 1-1 廃校施設の活用用途（複数回答 n=4,905）

分類	回答数
学校（大学を除く）	3, 473 件
社会体育施設	1, 581 件
社会教育施設・文化施設	1, 194 件
福祉施設・医療施設等	705 件
企業等の施設・創業支援施設	783 件
庁舎等	417 件
体験交流施設等	477 件
備蓄倉庫	177 件
大学	76 件
住宅	22 件

出典：廃校施設等活用状況実態調査（平成 31 年 3 月）文部科学省

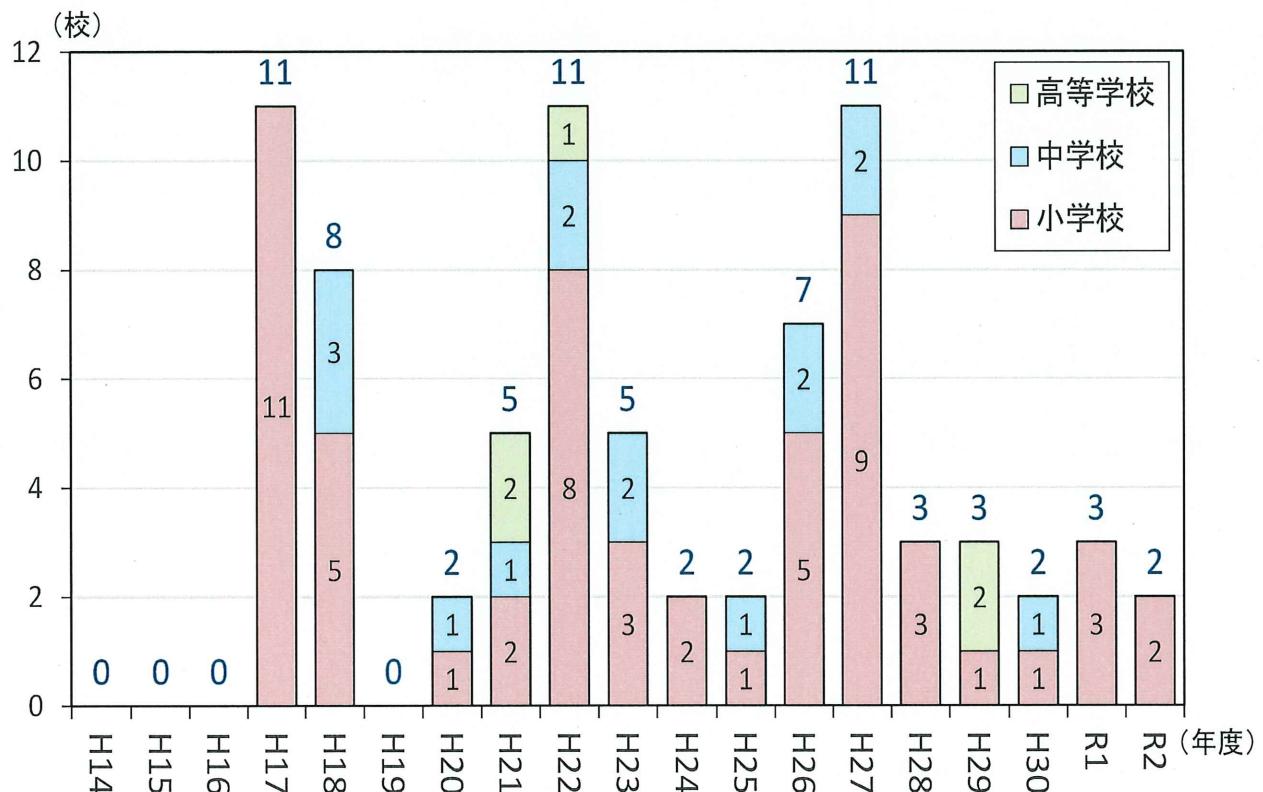
2. 県内の廃校施設の動向

2.1. 自治体数の状況

香川県は平成14年3月以前に5市38町の43あった自治体数が、令和3年度現在は8市9町の17自治体に減少しており、自治体数は半分以下になっている。

2.2. 廃校施設の発生状況

平成14年度～令和2年度の県内における小学校・中学校・高等学校の減少数は、平成17、22、27年度が最多の11校であり、令和2年度までに、77校が減少している。



出典：香川県 学校基本統計（令和2年度）

図2-3 香川県内における学校の減少数の推移

3. 廃校施設活用の事例

3.1. 廃校活用のための情報提供

文部科学省は現在「～未来につなごう～『みんなの廃校』プロジェクト」を立ち上げ、情報提供をしている。

同ホームページには、令和2月4月に更新した廃校施設活用事例集（35事例）や廃校活用を検討する際に参考となる活用事例リンク集が掲載されており、令和3年8月現在、137事例が以下の分野ごとに掲載されている。

表3-2 廃校施設等活用事例リンク集

分類	事例数
オフィス・工場など	22
児童・高齢者などのための福祉施設	11
アート・創造拠点などの文化施設	20
体験学習施設・宿泊施設など	57
大学・専門学校などの教育施設	25
特産品販売・加工施設など	2
計	137

この他、廃校施設を活用する際に利用可能な補助金制度についても掲載されており、農林水産省の「農山漁村振興交付金」、文部科学省の「地域スポーツ施設整備助成」など、活用目的に応じた補助金制度が用意されている。

3.2. 廃校施設活用の事例

「廃校施設活用事例集」や「廃校活用を検討する際に参考となる活用事例リンク集」等を踏まえ、特に、主に、「文化施設」、「社会体育施設」、「体験学習施設・宿泊施設」、「レストラン」などの5事例を掲載する。

表 3-3 廃校施設活用の事例

No.	分類	事例
1	文化施設	美濃和紙用具ミュージアムふくべ（岐阜県美濃市）
2	社会体育施設	海南スポーツセンター（和歌山県海南市）
3	植物園・レストラン	かえでの郷ひらら（奈良県宇陀市）
4	レストラン、パン工房、宿泊施設	三代校舎ふれあいの里（山梨県北杜市）
5	体験交流型 グリーンツーリズム施設	秋津野ガルデン（和歌山県田辺市）

(1) 美濃和紙用具ミュージアムふくべ（岐阜県美濃市）

みのし かたち 岐阜県美濃市 旧片知小学校 文化施設として活用（美濃和紙用具ミュージアムふくべ）

◆施設の基本情報

建築年度	1987（昭和62）年度
廃校年度	2002（平成14）年度
活用開始年度	2018（平成30）年度
改修にかかった費用	約0.8億円 (うち自治体負担：約0.5億円)
改修に際して利用した国の補助金制度	地方創生交付金 (所管：内閣府)
活用後施設名	美濃和紙用具ミュージアムふくべ
活用事業者名	美濃市（転用）
利用者数（/年）	約1,000名以上（平成30年7～12月）
主な利用者層	小学生、中高年、研究者

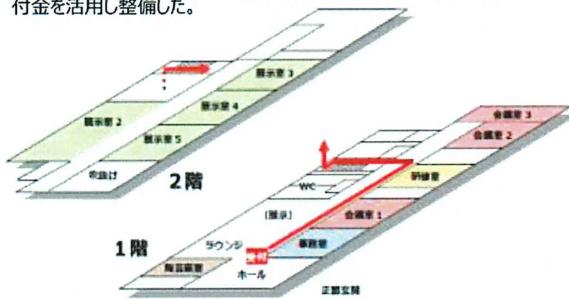


◆施設の概要

美濃和紙用具類の展示・公開を行うミュージアムとし、美濃和紙の里会館と連携し小さな歴史観光拠点施設として活用する。美濃和紙産業を支える技術には、紙漉きの技術だけではなく、紙漉きに使われる用具製作技術の継承も重要であり、後世に伝えるべき技術である。現在、市では江戸時代以降の手漉き用具の収集を行っており、桁、簾、舟（桶）、ねべし筆、ねべし甕、生糸燃り機、明治以降に生産された和紙製品等を収集している。こうした歴史資料を観光施設に活用し美濃和紙産業を支えた用具類の展示ミュージアムとして、和紙の生産地牧谷に第2の観光拠点を設置する。また、用具類製作支援施設の機能及び地域交流センターとしての機能を併せ持つ施設とした。

◆廃校活用までの経緯

2002（平成14）年度に旧片知小学校が廃校となり、2003（平成15）年度から片知生涯学習センターとして地域住民の集う場として活用してきた。平成21年度から実施している市内に点在している紙漉き用具や民具類を収集・整理を実施してきたが、市民から寄贈を受けた約5千点の中には、明治初期に製作された美濃判の簀桁や「あんどん」と呼ばれた岐阜提灯用の簀桁など今では貴重で価値の高い用具類があり、こうした歴史的資料の展示・保管・活用や美濃和紙用具製作職人の育成施設が必要と考え、地方創生交付金を活用し整備した。



◆廃校活用に関する独自の取組

本市では毎年、ユネスコの附属機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）と東京文化財研究所が共同開催する「紙の国際研修」の現地研修が開催されている2019（平成31）年度以降に国際研修の場として実施できるよう調整を行っている。

◆廃校活用のメリット

旧小学校を活用するメリットは、空間構成を広く活用できたことである。展示品は大型の用具類も多数あることから、入館者の動線を考え、吹き抜けのエントランス構造やラウンジとして活用でき、また各教室スペースも研修室、事務室、会議室を確保でき、展示エリアは各教室入口戸を廃し、展示空間を有効に活用できた。また、美濃和紙用具製作技術の育成施設でもあるため、漉き簀の製作に使用される生糸の燃り作業には、20m程の長大な室内空間が必要となり、この空間を確保できるメリットもあった。

活用に成功した理由

旧片知小学校が位置する牧谷地区は、中世からの美濃和紙の生産地である。地域住民の大半は昭和50年代頃まで美濃和紙の生産を行っており、貴重な美濃和紙製作用具の展示・保管・調査に理解があった。また、用具製作職人の育成の場として研修室等を設置し活用頂いている。また、岐阜県内では、伝統工芸である美濃和紙が小学校社会科副読本に記載されており、社会科研修で多くの小学生が研修に訪れています。



自治体の声

江戸時代からの美濃和紙産業を支えた用具類や民具を常設的に展示・活用できる施設を開設できることにより、今後和紙用具類の文化財指定を行う予定である。また美濃和紙用具製作技術保存会などの用具製作技術者や県立森林文化アカデミーとの連携を強化し、技術継承の施設として活用していく予定である。

施設スタッフや利用者からの声

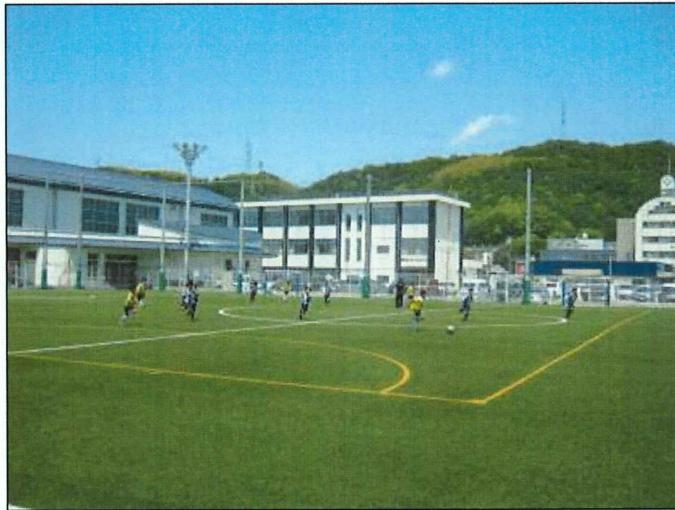
展示施設、コミュニティ施設、研修施設など複合施設として活用しているが、廃校となった小学校を地域の活性化の中心としてリノベーションできたことは地域の宝となった。また、片知地区はボルダリングでも全国で有数の知名度があり、今回の施設改修が行われなかった体育馆等を使い、屋内ボルダリング施設として改修できないか検討していただきたい。

(2) 海南スポーツセンター（和歌山県海南市）

かいなんし だいいち 和歌山県海南市 旧第一中学校 社会体育施設として活用（海南スポーツセンター）

◆施設の基本情報

建築年度	1977（昭和52）年度
廃校年度	2010（平成22）年度
活用開始年度	2015（平成27）年度
改修にかかった費用	約4.9億円 (うち自治体負担: 約3.1億円)
改修に際して利用した国の補助金制度	社会資本総合整備交付金 (所管: 国土交通省)
活用後施設名	海南スポーツセンター
活用事業者名	平成30年度まで市で直接管理、平成31年度からは指定管理者で管理（転用）
利用者数(年)	約5万年
主な利用者層	少年サッカーチーム、バスケット等各種スポーツ団体



◆施設の概要

施設は、特別教室棟を改修し、宿泊室や和室、会議室、体育室、ミーティングルームを設け、シャワー室や洗濯乾燥機を備えている。また、運動場は、人工芝を敷き、ジュニアサッカーコートを設け、スポーツ少年団の各種活動や体育館を利用したスポーツ合宿に利用できる。

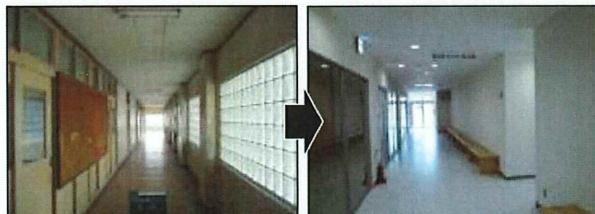
◆廃校活用までの経緯

2010（平成22）年度に廃校となった第一中学校の跡地について、平成23・24年度においては黒江小学校の仮校舎として使用したことから、2013（平成25）年度以降、活用する方針で検討を行ってきた。



活用に成功した理由

- ① 東日本大震災を教訓に、跡地周辺は津波被害が想定される地域であり、周辺住民の緊急避難的な施設整備など減災への対策が必要。
 - ② 地域の要望で若者が集まるフットサル場のような施設を作りたかった意見があった。
 - ③ 紀の国わかやま国体の開催を控え、市民のスポーツに対する関心を高めることはもちろん、和歌山県全体が抱える宿泊施設の絶対的不足への対策も必要。
- これら3点を踏まえた施設として利活用することにより、地域に果たしてきた学校の役割を一部引き継ぐとともに、既設の体育館を核とした新たな体育施設を整備することで、市全体の活性化に繋げることができた。



活用決定までの課題・苦労したこと

第一中学校跡地は、国道42号沿いにあり商業施設や住宅地としての活用は見込まれるが、海辺に近いことから津波等の被害が想定される地域である。また、新たに建築物を建てる場合は、敷地内に埋設されている大型排水管の対応が必要となるなど財政負担を考慮する必要があった。

以上のことから、屋上に津波避難スペースを設けた宿泊施設に改修するともに、利用ニーズや設置要望が高いフットサルコートとして整備すれば、地域の安全性の確保とともに、維持管理費の多くは使用料で賄うことができるものと考えた。さらに、その整備にあたっては、スポーツ振興くじ(toto)の助成を受けて整備することで、財政負担の軽減に努めた。

◆廃校活用に関する独自の取組

案内パンフレットを作成し、和歌山県内スポーツ少年団や県内中学校、高等学校の運動部、近畿圏内のサッカーチームに送付し、PR活動を行い、近隣の県営施設へ案内パンフレットを置いてもらい情報発信を行った。

◆廃校活用のメリット

地域のシンボルとも言える学校施設を利活用することで、廃校に伴い懸念される周辺地域の活力低下を防ぐとともに、可能な限り市民が望む施設等を整備することで、市民サービスの向上や市全体の活性化等を図ることができる。

自治体の声

2015（平成27）年4月の開館より、アンケート調査を実施し、利用者ニーズの把握に努めてまいりました。アンケート結果から、施設利用に際し、職員対応、利用手続き、開館時間などいずれも満足度が高く、たいへん好評をいただいている施設となりました。また、宿泊施設については、県内のスポーツ少年団や高校、大学のスポーツ合宿での利用をはじめ、フットサルコートや体育館とセットで御利用いただくことも多く、フットサルコートについては、人工芝の効果もあり、雨天後も使用可能であるため、市内の少年サッカーチームの練習や大会等で御利用いただいております。
今後、さらに利用者が増えるよう取り組みます。

施設スタッフや利用者からの声

- ・少年サッカーチーム： 大阪で活動している団体ですが、海南スポーツセンターは大阪からの交通アクセスが良く、また、施設の管理が行き届き、非常に綺麗な環境で合宿でき、大変うれしく思っています。職員の皆様もとても暖かく、子どもたちにも優しく接してくれてとても助かっています。
- ・大学ウインドサーフィン部： 和歌山セーリングセンターに近いため、移動時間も短く、洗濯設備や冷暖房完備の個室、収容人数多いミーティングルームなど、宿泊するうえで欠かせない設備が整っており、とても快適に過ごすことが出来ます。

(3) かえでの郷ひらら（奈良県宇陀市）

**奈良に残る日本のふるさと
＼宇 UDA 陀 ／**

奈良県北東部の大和高原に位置する「宇陀市」。宇陀には「古事記」「日本書紀」にも記載された歴史が残り、国宝の宇太水分神社や桜や紅葉の名所がある『日本のふるさと』とも呼ばれるところです。

**奈良カエデの郷
『ひらら』（旧宇太小学校）**

1935年に建築され、2006年に廃校となった旧宇太小学校を再利用。校庭は世界のカエデ約1,200品種、3,000本が植栽された「日本唯一のカエデ植物園」で、四季折々の美しい景観が見事です。昭和の雰囲気を残した校舎内には、ギャラリー・図書館・イベントスペース・カフェなどもあります。

日本文化体験

外国人の方には「和の心」を、国内の方には「非日常」を感じてもらえる体験をご用意しています。

◎着物体験

着付けのプロによる本格的な着物体験。お着物ショーケースを間借りする「ひらら」には、禮服・袴・ワイズの豊富な着物が揃っています。浴衣やカジュアル用服類もあり、小さいお子様にも楽しんでいただけます。

料金 1名様 3,000円(税込)
回数制限 毎週水曜・金曜日
体験人数 最少催行人数3名、最大10名
体験時間 約2時間(体験時間 約20分)

◎習字体験

日本の小学生なら必ず体験する習字。皆さん、思いを込めて一字を入れてください。

料金 1名様 500円(税込)
体験人数 最少催行人数4名、最大20名
体験時間 約1時間

◎絵手紙づくり

旅の思い出となる絵手紙づくり。カエデの見える教室から、大切な人にお使いどうぞ。

料金 1名様 500円(税込)
体験人数 最少催行人数4名、最大20名
体験時間 約1時間

CULTURAL EXPERIENCE

◎茶道体験 奈良文化の伝統である茶道を学ぶ体験。お茶を飲むだけでなく、点茶(お茶をたてる)も可能ですので、宇陀の思い出にぜひ体験してみてください。

料金 1名様 3,000円(税込)
回数制限 毎週水曜・金曜日
体験人数 最少催行人数3名、最大10名
体験時間 約1.5時間

◎おりがみ体験

かぶとなどの折り方をスタッフがサポート。お土産としてお持ち帰りできます。

料金 1名様 500円(税込)
体験人数 最少催行人数4名、最大20名
体験時間 約1時間

◎ぞうきんがけ体験

長い廊下があれぼややくたる「ぞうきんがけ競争」。日本の小学生による活潑な雰囲気です。

料金 無料
体験人数 最大20名
体験時間 約1時間

＼懐かしの学校給食はいかがですか？／

『ひらら』では、お昼ごはんに「学校給食風ランチ」(要予約)が楽しめます。地元老舗ベーカリーのコッペパンなど、日本の懐かしい味が満載。

料金 1プレート 1,500円(税込)
※予約※アレルギーについては事前にお知らせください
※カフェには通常メニューもあります

＼こんな無料小学生体験もあります！／

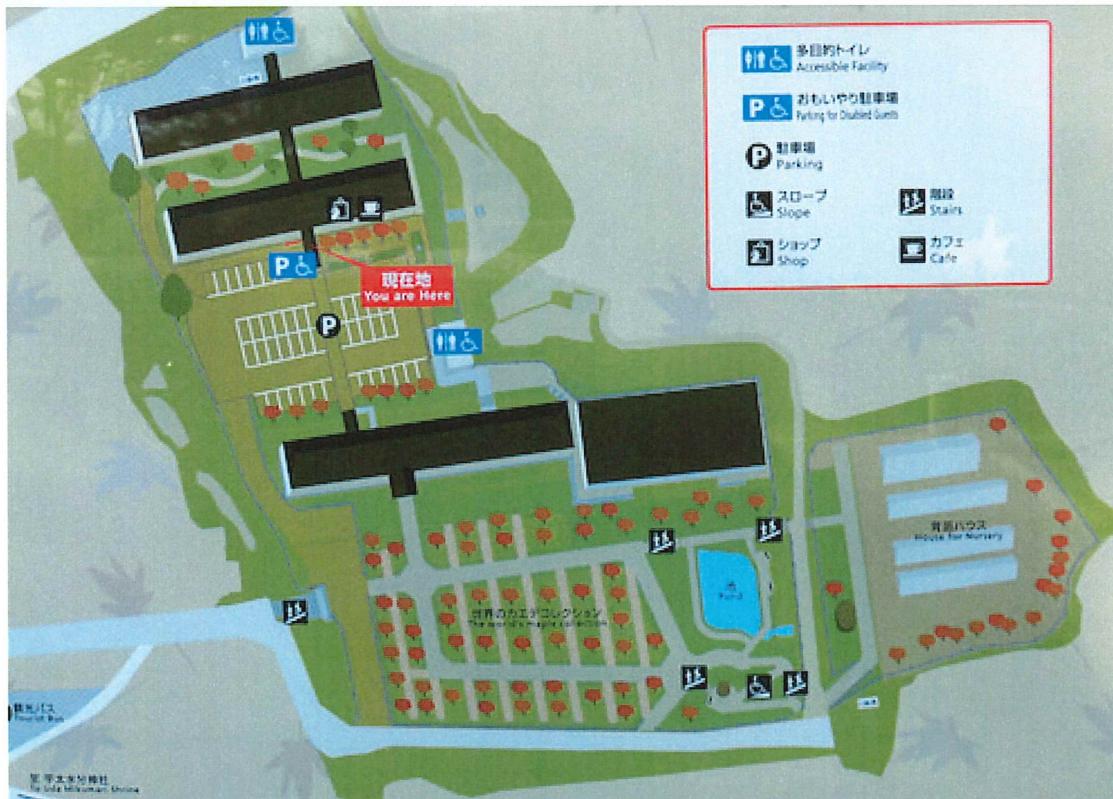
貸出サンドセーブル

来園者はランドセルの貸出サービスを行っています。日本の小学生気分になって、校舎や校庭で記念撮影はいかがですか？※数に限りがあります。ご了承ください。

玩具をこ用意

けん玉、竹とんぼ、万華鏡、でんでん太鼓など、日本の子どもなら一度は遊んだことのある、懐かしい玩具も用意しています。

日本文化・小学校体験・給食ランチの各種有料プログラムは【1週間前に予約】が必要です。





“リアル”で体験する 日本文化と 小学生気分

『ひらら』だから日本と ノスタルジーを感じられる

『ひらら』では、貴重な歴史資産の小学校跡を利用して、日本文化と小学生体験が楽しめます。着物や浴衣を着てお茶を飲んだり、小学生気分でランドセルを背負ったり、廊下でそうきんがけをしたりと、古い校舎だからこそ楽しめる体験が満載です。施設内は撮影場所も豊富ですので、素敵な写真も撮ってください。

電車・バスでお越しの場合

近鉄大阪線橋原駅で下車、奈良交通バス南口4番のりば兔田野(うたの)東吉野村役場行に乗り、「古市場水分神社」で下車徒歩3分



お車でお越しの場合

名阪国道から針イーターから、国道369号を南下し、県道218号内牧兔田野線経由で約30分(大阪市内より約1時間半)駐車場:無料(大型バス5台、乗用車50台収容可)



奈良カエデの郷『ひらら』

〒633-2226 奈良県宇陀市兔田野古市場135-2
【営業時間】10:00~17:00 【入園料】無料 【休園日】月曜日(祝日の場合は火曜日)
<http://udakaedenosato.main.jp/>

体験のご予約
お問合せ先 TEL&FAX 0745-84-2888
MAIL info@udakaedenosato.main.jp

うだであそぼう! /

日本文化 & 小学校体験 PROJECT



宇陀市兔田野地域活性化協議会

(4) 三代校舎ふれあいの里（山梨県北杜市）

22. 三代校舎ふれあいの里

山梨県 須玉町

●明治、大正、昭和に建てられた3つの校舎を復元・更新し、多目的に活用

概要

用途：	レストラン・宿泊施設・温泉施設・特産品直売・パン販売・農業体験・ほうとう及び蕎麦づくり・歴史資料館
廃校理由：	過疎化による人口減少、高齢化による児童数の減少
廃校年：	昭和60年
旧学校名：	津金小学校



建物

構造：	木造・鉄筋コンクリート造2階建て
建築面積：	2,442m ²
延床面積：	2,953m ²

財源

整備：	町の一般財源、山村振興等農林漁業特別対策事業、中山間地域農村活性化総合整備事業、県の補助金、民間の資金
運営維持管理：	町の一般財源・施設利用による収益金

運営主体

名称：	株式会社おいしい学校、須玉町
形態：	第三セクター、地方公共団体

運営状況

主な利用者：	行政区内外の住民
利用者数：	164,100人／年

調査担当者のコメント

- 山梨県の指定文化財であり、町の歴史資料館として活用されている「明治校舎」、農業体験施設である「大正校舎」、観光施設である「昭和校舎」が同じ敷地に建てられる珍しい事例。
- 異なる用途の3施設が同一敷地に立地することにより、相乗効果を生み出し、町の観光拠点となっている。

管理者から一言

- 百年以上の長い間地域の人々から愛され続けた3代の校舎は、昔の面影を残しつつ新たに復元整備されました。これから多くの皆さまに親しんでいただける施設となりますよう念願しております。

場所・連絡先

住所：	山梨県北巨摩郡須玉町下津金3058番地
アクセス：	JR中央線韮崎駅よりバス50分、津金農協下車。又は小海線清里駅より車で20分。 中央自動車道 須玉ICより15分
Tel/Fax：	0551-20-7300/0551-20-7303
電子メール：	info@oec-net.ne.jp
HP：	http://www.oec-net.ne.jp/index1.html



○昭和館：おいしい学校



○大正館：農業体験農園施設

○明治館：歴史資料館



○おいしい学校の地元
特産品の直売コーナー



(5) 秋津野ガルテン（和歌山県田辺市）

旧校舎の活用 取組事例 秋津野ガルテン（和歌山県田辺市）

事例12

- 地域の全組織が参加して地域づくりに取り組んでいる秋津野塾の取組を通じて、取り壊し予定だった旧小学校校舎を活用することを決定。
- 地域内外の住民の出資金及び交付金を活用して、旧校舎を改修し、併せて、農家レストラン及び農業体験宿泊施設を新たに整備。



1. 旧校舎活用の経緯

地区の取組

平成6年 秋津野塾結成

・「都会にはない、香り高い農村文化社会を実現し、活力と潤いのある郷土をつくる」ことを目的とし、地域の全組織が参加し、地域づくりに取り組み始める。

平成11年 農産物直売所「きてら」オープン

・住民有志31名が10万円ずつ出資。3年目で売上4,500万円に・平成18年に法人化し、「農業法人(株)きてら」に。

平成16年 農産物加工施設

「俺ん家ジュース倶楽部」オープン

・直売所「きてら」の新築移転に伴い、30名×50万円の出資により設立。
・平成22年に「農業法人(株)きてら」と経営統合。
・特産のみかんで無添加、無調整のジュースづくり。

旧校舎活用までの経緯

平成14年 上秋津小学校の移転決定

・田辺市は、移転後の小学校跡地は、校舎をすべて取り壊し、宅地化し、販売することを予定
・田辺市と秋津野塾との交渉の結果、地域で跡地利用を検討することに。

平成14年 現校舎利用活用検討委員会の発足

・大学、行政、農協、有識者が参加する約40名の現校舎利用活用検討委員会を発足。
・校舎を残すことが地域にとって優良と判断し、必要最低限の改修を行い、旧校舎を活用することを決定。改修した校舎はグリーンツーリズム事業に利用することがもっともふさわしいと田辺市に報告。

秋津塾を通じての地域づくりの取組が、取り壊されようとしている地域資源の活用につながった。

平成20年 「秋津野ガルテン」オープン

・地域内外から出資を募り、「農業法人(株)秋津野」を設立し、旧小学校校舎を活用した、都市農村交流施設「秋津野ガルテン」を、地域内外の出資金と農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農林水産省)を活用し、整備。
・旧校舎は事務室、展示室及び研修室として活用、宿泊棟、農家レストランを新たに整備。
・農家レストランや宿泊、農作業やお菓子作り体験等の都市農村交流や地産地消の取組を通じて、地域内の経済循環を促進し、地域を活性化。

2. 旧校舎改修の概要

- 大規模な改修はせずに、継続して旧校舎を利用できるような改修を実施し、H20年度開設。
旧校舎は用途変更しないため構造変更は不要。
- 改修内容
 - ・建物基礎のひび割れ補修
 - ・職員室 → 事務室に改修
 - ・防火壁の整備(消防法を満たすため)
 - ・教室 → 研修室、展示室に改修
- 事業費 約35百万円(旧校舎改修のみ、延べ床面積:約630m²)
- 旧校舎及び土地の取得
 - ・旧校舎及び跡地については、廃校に伴い、教育委員会から市に所有権が移転。
 - ・株式会社が、旧校舎及び土地を購入できないため、公益社団法人上秋津愛郷会が、田辺市から購入。
 - ・農業法人(株)秋津野が、無償貸与を受けて、都市農村交流に取組。

※上秋津愛郷会:昭和32年の設立以来、治山緑化によって郷土を保全し、教育の振興、住民の福祉に寄与すること"を目的に事業の運営を行なっています。

3. 旧校舎の活用状況

- 平均年間有料利用交流者数 約60,000人
- 上記内年間宿泊利用者数 約2,300人



資料 3

公共施設の整備運営 手法について

坂出市教育委員会 教育総務課

1

公共施設の整備運営手法について

1. 公共施設の状況
2. 公共施設の整備運営手法
3. 方式ごとの特徴
4. 本市の公共施設の状況
5. 本市での取り組み

1. 公共施設の状況（全国的な状況）

- 自治体が保有する公共施設

→ 庁舎、学校、公民館、公営住宅など

※その多くが高度経済成長期に一斉に大量に整備されており、市町村合併等により類似施設を重複して保有する自治体が増加

1. 公共施設の状況（全国的な状況）

- 公共施設を取り巻く環境の変化

1. 公共施設の老朽化

（→更新費の急増）

2. 国、自治体の財政状況の悪化

（→投資的経費の減少）

3. 人口減少（→税収減、ニーズ減）

4. 自治体職員の減少

（→技術部門職員の減少）

1. 公共施設の状況（全国的な状況）

●しかし、一定の公共サービスの維持は必要
そのためには、

1. コストの低減→

管理の効率化、施設の集約・複合化

2. C S（顧客満足度）の向上→

カスター
サティスファクション 利用者ニーズに応じたサービス提供

3. 収入の増加→公共空間で稼ぐ視点

1. 公共施設の状況（全国的な状況）

全国的には公と民が連携して
公共サービスの提供を行う

PPP等も含めた
様ざまな整備運営手法で
対応している

2. 公共施設の整備運営手法

- PPP (Public Private Partnership) とは
 - ※イギリスにおける公共部門の効率化の一環として誕生
 - ※イギリスでは、サッチャー政権下での小さな政府政策の中で、「国有企業の民営化」・「行政サービスのアウトソーシング」等が推進された
 - ※フランスやドイツ、アメリカ等でも同様の取り組みが行われてきた

2. 公共施設の整備運営手法

- 日本版PPP (Public Private Partnership)
 - ※官民のパートナーシップに基づく公共・行政サービスの民間への開放
 - ※アウトソーシングや公設民営等の民間委託、PFI等、民間手法を活用することによって行政の効率化と公共サービスの質的向上を実現する
 - ※欧米諸国で広がる民間活用手法を日本においても導入しようとするもの

2. 公共施設の整備運営手法

		管 理 運 営	
		公共団体	民間事業者
整備	公共団体	(1)公設公営 (従来の公共サービス) 全て行政が担当	(2)公設民営 ●管理運営委託 (指定管理者制度を含む) ●施設貸与・譲渡 ●DBO
	民間事業者	(3)民設公営 ●施設譲受 ●施設借用(リース方式)	(4)民設民営 ●PFI事業 ●第3セクター方式 ●定期借地権方式

■ 広義の官民協働整備運営手法(日本版PPP)

3. 方式ごとの特徴

(1)公設公営(いわゆる直営方式)

- ・公共団体が財源確保から施設の設計・建設、運営・維持管理等のすべてを行う方式
- ・管理運営に関する責任は行政が負い、清掃、警備等の一部の業務を、民間に委託する場合もこれに含まれる
(委託がある場合は広義のPPPと言える)

3. 方式ごとの特徴

(1) 公設公営(いわゆる直営方式)

※利点

- ・管理運営責任が明確で、信頼性・継続性が高い
- ・行政目的に沿った管理運営を行いやすい

※課題

- ・設計・建設費や人件費等の各種費用が割高
- ・一時期に費用の捻出が集中
- ・柔軟な運用形態は難しく、事業拡大等は困難

3. 方式ごとの特徴

(2) 公設民営

① 管理運営委託(指定管理者方式を含む)

- ・施設を公共団体が建設し、その管理運営を民間事業者に包括的に委託する方式
- ・平成15年の地方自治法の改正により、「指定管理者制度」が導入され、公の施設の管理を民間事業者に、担わせることが可能となった

3. 方式ごとの特徴

(2) 公設民営

② 施設貸与・譲渡方式

- ・施設を公共団体が建設した上で、民間事業者に有償もしくは無償で貸与または譲渡し、その管理運営を委ねる方式
- ・平成18年の地方自治法の改正により、行政財産の貸付範囲の適用が拡大され、空きスペースなどを民間に目的外でも貸付けられるようになった

3. 方式ごとの特徴

(2) 公設民営

③ D B O (Design-Build-Operate)

- ・施設等の設計(Design)、建設請負工事(Build、発注する建設主体は公共団体)および管理運営(Operate)を一体的に民間に委ねる方式
- ・建設主体(=発注主体)は公共団体で(民間は請負主体)、資金調達も公共団体が担う

3. 方式ごとの特徴

(2)公設民営

※利点

- ・民間事業者のノウハウを活用し、サービスの質が上がり、コストが下がる可能性が高い

※課題

- ・ノウハウが蓄積・継続しないリスクがある
- ・一時期に費用の捻出が集中
- ・長期的展望に立った継続的な取組が困難

3. 方式ごとの特徴

(3)民設公営(施設譲受・借用)

- ・民間が建設した施設を行政が取得(所有)または借用し、管理運営する
- ・建設、管理運営に関する費用は行政が負担する(借用の場合でも、借用費用に建設費も含まれるため)
- ・「公設公営」の場合と同様、清掃・警備等の一部業務を民間に委託する場合もある

3. 方式ごとの特徴

(3) 民設公営

※利点

- ・施設を公共団体が保有しないため、維持・更新コストの負担がない

※課題

- ・所有者が民間となるため、継続性・安定性のリスクは残る
- ・ライフサイクルコストとしては割高になる可能性がある

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

① 第3セクター方式

- ・公共部門(第1セクター)と民間部門(第2セクター)との共同出資により、設立された経営事業体(第3セクター)に、施設等の設計・建設・管理運営・資金調達を一体的に委ねる方式

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

② 定期借地権方式

- ・民間事業者(不動産開発事業者等)に土地の活用(政策と合致する優良な民間事業)企画とセットで、施設等の設計・建設・管理運営を委ねる方式

※定期借地：借地借家法(平成4年8月施行)に規定される借地権の一種。
当初定めた契約期間で借地関係が終了し、その後は更新できない

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI事業 (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)

- ・民間に施設等の設計・建設、運営・維持管理、資金調達を一体的に委ねるもので「民設民営」における最も代表的な方式
- ・平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が制定され、PFI事業の枠組みが設けられた

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI 事業 【8要件：5原則3主義】

■ 公共性原則：公共性のある事業が対象

■ 民間経営資源活用原則：

　民間の資金・経営能力および技術的能力の活用

■ 効率性原則：民間の自主性と創意工夫を尊重することによる効率的・効果的実施

■ 公平性原則：特定事業および民間事業者の選定における公平性の担保

■ 透明性原則：事業の全過程を通じての透明性の確保

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI 事業 【8要件：5原則3主義】

■ 客観主義：各段階の評価決定についての客観性

■ 契約主義：明文による当事業の役割および責任分担等契約内容の明確化

■ 独立主義：企業体の法人格上の独立性または事業部門の区分

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI事業 【対象施設】

- 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
- 庁舎、宿舎等
- 賃貸住宅および学校・教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
- 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く)観光施設及び研究施設
- 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む)

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI事業 (のうち代表的な方式)

・BTO(Build-Transfer-Operate)方式

PFI事業者(民間)が公共施設等を建設後、
公共へ所有権を移転し、PFI事業者が運営
する方式

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI事業（のうち代表的な方式）

- ・BOT(Build-Transfer-Operate)方式

Build
建てて

Transfer
移転して

Operate
管理・運営する

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI事業（のうち代表的な方式）

- ・BOT(Build-Operate-Transfer)方式

PFI事業者（民間）が公共施設等を建設後、

自ら運営し事業期間満了後、公共へ所有権を

移転する方式

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI事業（のうち代表的な方式）

- ・BOT (Build-Operate-Transfer) 方式



3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI事業（のうち代表的な方式）

- ・BOO(Build-Own-Operate) 方式

PFI事業者（民間）が公共施設等を建設後、
公共へ所有権を移転せずに自ら運営。事業期間
満了後もPFI事業者は施設を所有し、事業を
継続するか、施設を撤去して原状回復する方式

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

③ PFI事業（のうち代表的な方式）

- ・ B O O(Build-Own-Operate)方式



3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

※利点

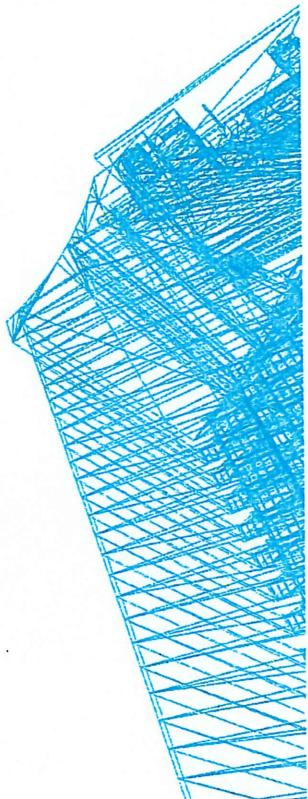
- ・民間の人材・経営能力・技術・資産・資金等を活用できる
- ・PFI方式の場合、初期投資額を平準化できる
- ・事業方式によっては、公共団体が自ら施設を保有せずに、公共施設を整備することができる

3. 方式ごとの特徴

(4) 民設民営

※課題

- ・PFI方式の場合、事業の手続が煩雑であり、事務コストがかかる
- ・第3セクター方式の場合、公共団体と民間事業者で責任の所在が不明確となる例が多く、経営破綻した事例も全国各所に存在する



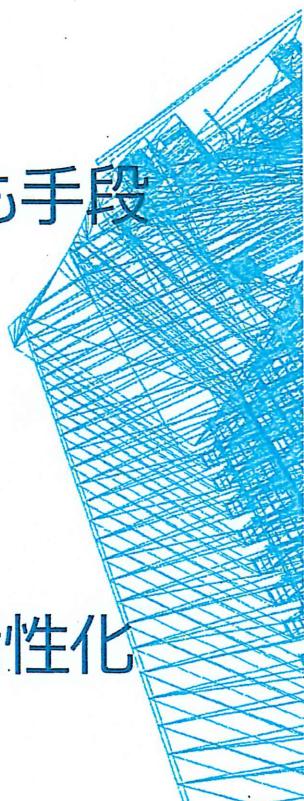
3. 方式ごとの特徴

※公共施設の整備運営手法はあくまでも手段

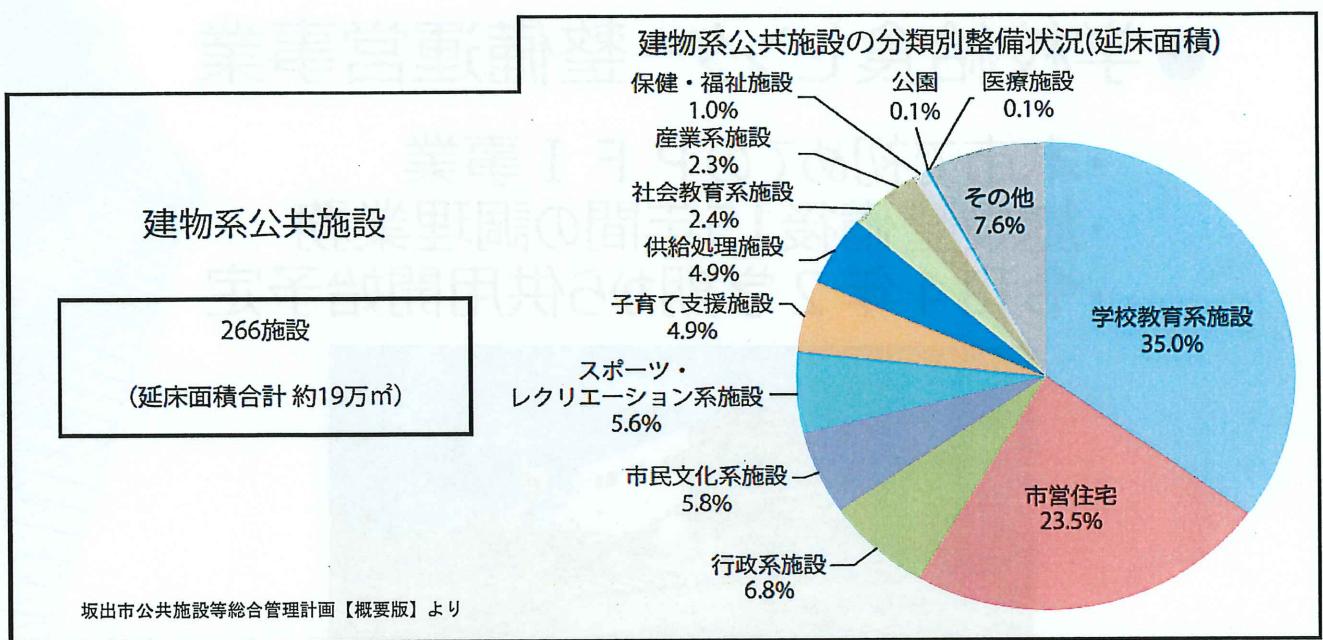
公共団体の事業の目的は…



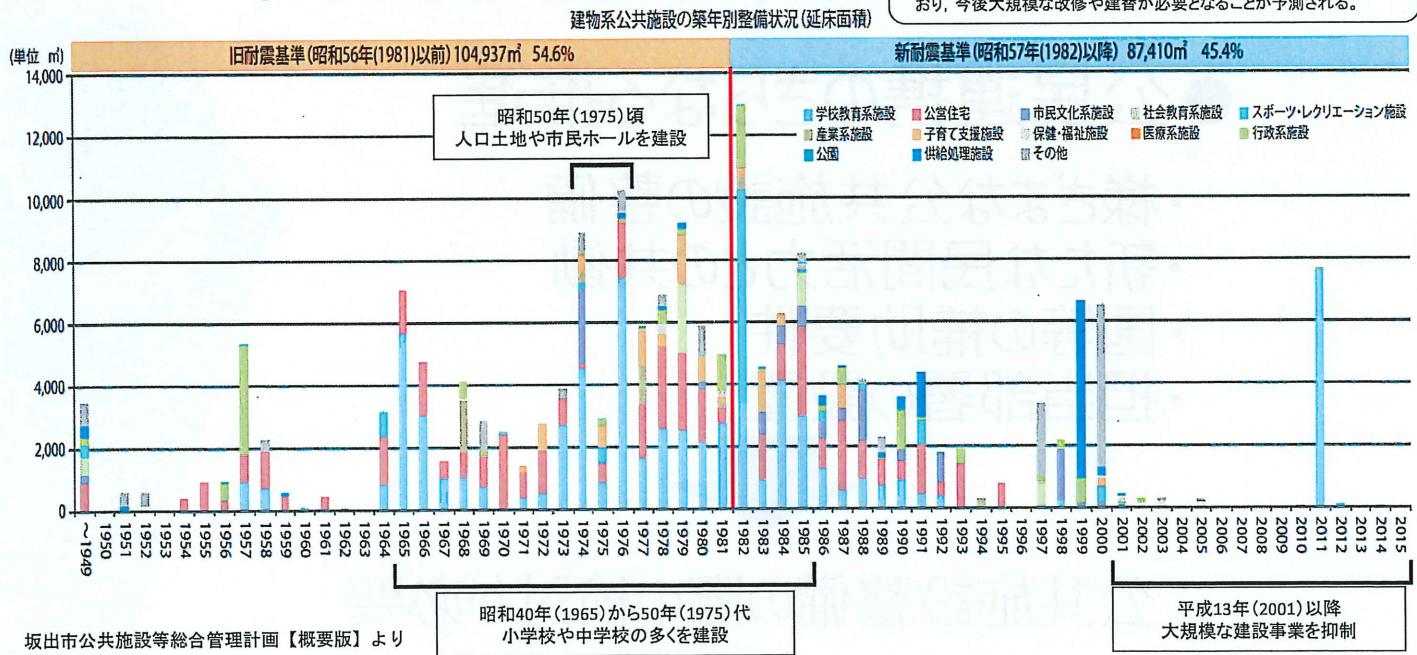
- ・公共団体が抱える課題の解決
- ・地域住民が活動する環境の整備
- ・それらを通じた地域の利便性向上・活性化



4. 本市の公共施設の状況



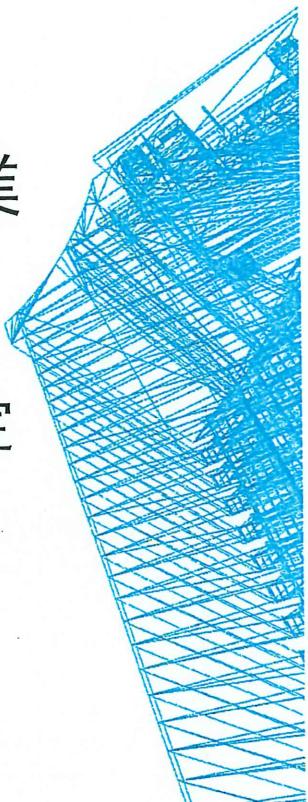
4. 本市の公共施設の状況



5. 本市での取り組み

●学校給食センター整備運営事業

- ・本市で初めてのPFI事業
- ・施設整備後15年間の調理業務
- ・令和4年2学期から供用開始予定



5. 本市での取り組み

●公民連携のさらなる推進

- ・様ざまな公共施設の整備
- ・新たな民間活力との共働
- ・国等の補助要件
- ・担当部署の設置



公共施設整備の際の検討が必要

